

厚岸町規則第5号

厚岸町難病患者等援護旅費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月10日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町難病患者等援護旅費助成規則の一部を改正する規則

厚岸町難病患者等援護旅費助成規則（平成12年厚岸町規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

要 項	住民基本台帳登録：有	無
	生活保護受給状況：受けている	受けていない
	身体障害者手帳の交付：受けている（級）	受けていない
	療育手帳の交付：受けている（ ）	受けていない
	福祉サービスの利用状況：	

を

要 項	住民基本台帳登録：有	無
	生活保護受給状況：受けている	受けていない
	身体障害者手帳の交付：受けている（級）	受けていない
	精神障害者保健福祉手帳の交付：受けている（級）	受けていない
	療育手帳の交付：受けている（ ）	受けていない
福祉サービスの利用状況：		

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の厚岸町難病患者等援護旅費助成規則別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。